

金沢市長 殿

金沢市役所福祉局障害福祉課担当者 各位

介護支給量申請にあたって

申請者古込和宏とその支援者らを代表しまして、代理人弁護士の宮本の方から一言述べさせていただきます。

申請者の古込さんは、昭和47年4月26日生まれの44歳男性で、幼い頃にデュシェンヌ型筋ジストロフィーを患い、約36年もの間、医王病院での入院生活を続けてきた方です。

私達が古込さんと関わり始めたのは、ある障害者支援団体から協力依頼の連絡を受けた、平成27年11月頃からです。以降、医王病院のスタッフをはじめ、院外の医師、看護師資格者、社会福祉事業従事者、社会福祉の専門家、大学教授、マスコミ関係者、そして、同様の取り組みを支えてきた全国の弁護士など県内外の支援者らとの輪を広げ、古込さんの希望を叶えるためにはどうすればよいか、できることは何かについて協議・検討を重ねてきた結果、本日に至ります。

古込さんの希望とは何か。古込さんの希望は、資料8として付けました陳述書に書かれていますので、少し抜粋して読ませていただきます。

(～陳述書要約)

古込さんの疾患は、言うまでもなく、大変重い病気です。お詳しい方もいらっしゃると思いますが、デュシェンヌ型筋ジストロフィーの患者は20歳を超えて生きられないというのが従前の常識でした。それが、近年の医療等の発達により、古込さんのように40歳を超えても生きられる方が増えてきました。しかし、前例が少なく、40歳を超えたデュシェンヌ型筋ジストロフィーの患者がいつまで生きられるか、いつ生命の危険が訪れるか、それは誰にも分かりません。

私が何を言いたいかという、今回の申請につき、2年も、3年もかかるような裁判で当否を仰ぐという方法は、古込さん本人にとって遅すぎて何の意味も無いということです。私たちが審査請求や裁判をやらないという意味ではありません。しかし、適正かつ迅速な金沢市のご判断が得られなければ、古込さん本人の目標・希望は達成できないということを十分にご理解いただければと思います。

最後に、本日提出した介護支給量申請書(別紙)について簡単に説明します。お手元にある方はご覧下さい。

(～申請書の説明)

申請書や資料等については、後でお読みいただければ幸いです。

前例がないことは承知の上で、今回の申請をさせていただきました。法令、規則、通達

等の解釈について検討せずに、そして、我々と協議もせずに、前例をなぞっただけの安易な判断をすることだけは止めて下さい。

偉そうに話しましたが、私は介護支給量の決定につき判断する権限は一切ありません。検討し、ご判断を下されるのは皆様方です。

古込さんの希望を叶えるためにできることは何か、一緒に協議させて下さい。そして、古込さんの目標・希望を達成するために足りないパズルのピースを埋めて下さい、適正かつ迅速な支給決定を古込さんに出してあげてください。

私からは、以上です。

平成29年3月29日

弁護士法人金沢税務法律事務所

弁護士 宮本 研太